

消費税法改正のお知らせ

平成 23 年 9 月
税 務 署

平成 23 年 6 月に消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

改
正
の
ポ
イ
ン
ト

1 事業者免税点制度の適用要件が見直されました。

当課税期間の前年の 1 月 1 日（法人の場合は前事業年度開始の日）から 6 か月間の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合、当課税期間においては課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

【適用開始時期】平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する年又は事業年度から適用されます。

※ 6 か月間の判定期間（「特定期間」といいます。）は平成 24 年 1 月 1 日から始まります。

2 仕入税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」の適用要件が見直されました。

当課税期間の課税売上高が 5 億円を超える場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により仕入控除税額の計算を行うこととされました。

【適用開始時期】平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。

3 還付申告書への「消費税の還付申告に関する明細書」の添付が義務化されました。

【適用開始時期】平成 24 年 4 月 1 日以後に提出する還付申告書から適用されます。

1 事業者免税点制度の適用要件の見直し

制度の概要

これまでの事業者免税点制度（法 9①）

①H23. 1. 1～H23. 12. 31	②H24. 1. 1～H24. 12. 31	③H25. 1. 1～H25. 12. 31	④H26. 1. 1～H26. 12. 31
課税売上高 900 万円	課税売上高 2,500 万円	免税事業者	課税事業者

○ 基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超えると課税事業者となります。

※ 基準期間とは、原則として個人事業者はその年の前々年、法人はその事業年度の前々事業年度をいいます。

これまでの要件に加え、次の要件が追加されました（法 9 の 2）

①H23. 1. 1～H23. 12. 31	②H24. 1. 1～H24. 12. 31	③H25. 1. 1～H25. 12. 31	④H26. 1. 1～H26. 12. 31
課税売上高 900 万円	【特定期間】 1,300 万円 1,200 万円	課税事業者	課税事業者
	課税売上高 2,500 万円		

○ ②の課税期間の 6 か月間（特定期間）の課税売上高が 1,000 万円を超えると、③の課税期間においては課税事業者となります。

なお、課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額の合計額を用いて判定することもできます。